

## 11月29日 J-ALERT 訓練放送を行います

国が実施する<sup>ジェイアラート</sup>J-ALERT（全国瞬時警報システム）の全国一斉訓練放送にあわせて、町でも緊急情報伝達のための訓練放送を行います。町内13か所の屋外拡声器と家庭用の同報無線戸別受信機、防災ラジオを使って、次の内容の訓練放送をします。



- とき 11月29日(火) 午前11時頃
- 放送内容  
「これはテストです」×3回  
「こちらはこうほうひがしうらです」
- 問い合わせ 防災交通課 内線235  
※J-ALERTとは、地震・津波や武力攻撃などの災害時に国から送られてくる緊急情報を人口衛星などを活用して瞬時に情報伝達するシステムです。

## 飲酒運転は飲む人も、飲ませた人も犯罪です

飲酒運転の罰則強化などを内容とする改正道路交通法が施行されましたが、未だに飲酒運転による悲惨な事故が後を絶ちません。飲酒運転は、重大事故に直結する悪質・危険な違反であることを正しく認識し、「飲酒運転は酒を飲む人も、飲ませた人も犯罪である」ことを徹底して、飲酒運転を根絶しましょう！

### 飲酒運転の罰則、行政処分

※行政処分は前歴0、累積なしの場合

#### ●酒酔い運転

罰則…

5年以下の懲役または100万円以下の罰金

点数35点

行政処分…免許取消(欠格期間3年)

#### ●酒気帯び運転

罰則…3年以下の懲役または50万円以下の罰金

・身体に保有するアルコールが呼気1ℓ中  
0.25mg以上

点数25点

行政処分…免許取消(欠格期間2年)

- ・身体に保有するアルコールが呼気1ℓ中  
0.15mg以上0.25mg未満  
点数13点  
行政処分…免許停止(停止期間90日)

#### ●呼気検査の拒否

罰則…

3か月以下の懲役または50万円以下の罰金

行政処分…免許停止の対象

仲間と自動車で飲食店に行く場合は、仲間同士や飲食店の協力を得て酒類を飲まない人(ハンドルキーパー)を決めて、その人に送ってもらいましょう。また、飲酒などの理由で自動車の運転ができなくなった人の代わりに運転して自動車を目的地まで送ってくれる「自動車運転代行サービス」を利用しましょう。

#### ●問い合わせ

半田警察署 警務課

☎0569-21-0110



## 11月30日は年金の日

厚生労働省では「ねんきんネット」などを活用しながら、高齢期の生活設計を考える日として、11月30日を「年金の日」としました。「ねんきん定期便」や「ねんきんネット」で、年金記録や年金受給見込み額を確認し、未来の生活設計について考えてみませんか。

#### ●ねんきんネットとは…

自分の年金記録の照会や将来の年金受給見込み額を試算できるものです。「ねんきんネット」についての詳しい説明は、日本年金機構のホームページ(☎<http://www.nenkin.go.jp/>)か半田年金事務所へ問い合わせください。

#### ●問い合わせ

半田年金事務所 ☎0569-21-2375